

中小企業事業承継加速化事業（研修会・セミナー開催等）業務委託 企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

全国的に社長の平均年齢は上昇傾向が続いており、本県の社長の平均年齢は全国平均を上回り過去最高となっている。経営者の高齢化が進行している中、後継者不在の中小企業の休廃業等により、雇用や技術、ノウハウ等が失われ、地域経済への影響が危惧される。また、本県で後継者を確保できている中小企業は約5割に留まっており、今後は親族以外の第三者による承継（M&A等）を後押しすることが重要である。

本事業では、県内中小企業の早期の事業承継を促進し、付加価値額の向上を図るため、第三者承継（M&A等）の促進等により後継者確保の取組を支援し、県内企業の円滑な事業承継の促進を図る。

2 企画提案競技に付する業務内容

- 地域の税理士を対象とした事業承継支援力向上研修会の実施
 - ・ 中小企業経営者に最も身近な存在である地域の税理士などに対し、事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、事業承継（第三者承継）に係る支援力をより高めるための研修会を行う。
 - 場所，回数：鹿児島市を想定（オンライン同時開催） 1回（2時間程度）
 - 税理士会等のタイアップによる第三者承継支援セミナーの開催
 - ・ 地域の税理士会等と連携し、各地域の雇用、住民の生活基盤を支えているなど事業承継の必要性が高い中小企業等を掘り起こし、県内7地域（地域振興局・支庁単位）で、第三者承継（M&A等）に関するセミナーを開催し、税理士及び中小企業の事業承継に対する意識醸成を図り、早期の事業承継を促す。支援を必要とする企業の情報は事業承継・引継ぎ支援センターと共有し、同センターによる個別支援につなげる。
 - 場所，回数：鹿児島地域，南薩地域，北薩地域，始良・伊佐地域，大隅地域，熊毛地域，大島地域 計7地域 7回（各2～3時間）
- ※ 本業務委託契約締結後に県が示す南九州税理士会との連携スキームに沿って上記の業務を行う。企画提案書の作成にあたっては南九州税理士会への連絡等は行わないこと。

3 履行期限（予定）

令和7年3月31日（月）まで

4 企画提案書

以下の項目について説明した企画提案書を作成すること。

- (1) 業務の遂行体制
 - ア 企画提案者の企業概要
 - イ 業務遂行責任者の経歴・概要
 - ウ 連携策の概要，連携方法（本業務の遂行にあたり外部機関との連携がある場合）
- (2) 業務の全体スケジュール
- (3) 具体的な業務提案内容
 - ア 事業承継支援力向上研修会の実施
 - ・ 開催場所

- ・構成，テーマ
 - ⇒税理士の支援力（第三者承継等の概要（手法，流れ等），事業者との対話，他の支援機関との連携等に係る知識の習得）を高める効果的な説明手法，工夫
 - ⇒顧客に対する事業承継のアプローチの方法
 - ⇒第三者承継支援セミナーへの参加促進方法
 - ⇒事業承継・引継ぎ支援センターとの効果的な連携手法
- ・研修会講師（鹿児島県内の第三者承継に係る状況，事例等の知見を有する者等）
- ・実施方法，実施体制等
- ・広報活動，研修会参加者の掘り起こし

イ セミナーの実施

- ・開催場所（計7箇所）
- ・構成，テーマ
 - ⇒第三者承継前後の課題解決に向けた手法（事業の磨き上げなど）
 - ⇒第三者承継検討事業者の事業承継・引継ぎ支援センターへの引継ぎ支援
 - ⇒セミナー開催後の参加者へのフォローアップ支援
- ・セミナー講師
- ・実施方法，実施体制等
- ・広報活動，セミナー参加者，参加企業の掘り起こし

(4) 委託事業等への過去の事業実績・概要

5 費用見積書

- (1) 企画提案に係る見積上限額は5,000千円以内（消費税を含む。）とする。
- (2) (1)の見積額の内訳として，単価を明示した具体的な積算を示すこと。

【対象経費の例】

- ・ 業務遂行責任者の人件費
- ・ 賃金
- ・ セミナー開催に係る経費（講師への謝金・旅費，セミナーの会場借上費等 など）
- ・ パンフレット制作経費（広告経費（新聞広告等を含む））
- ・ 業務実施者の活動経費（旅費）
- ・ 税理士会（各支部を含む）への必要経費（会議に係る茶菓代等）

6 企画提案競技参加申出書の提出

- (1) 提出方法

本企画提案競技に参加しようとする者は，企画提案競技参加申出書（様式1）を電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時15分
- (3) 提出場所・問い合わせ先

鹿児島県 商工労働水産部中小企業支援課中小企業支援係 担当 川畑
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-286-2951
FAX番号 099-286-5576
電子メールアドレス shien@pref.kagoshima.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金）正午までに持参又は郵送により提出する。（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(2) 提出書類

ア 応募書（様式2）

イ 企画提案書（様式は任意）

ウ 費用見積書（様式は任意）

エ 企画提案者の企業概要パンフレット等

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿（様式3）

カ 決算書（直近3期分）

キ 納税証明書（県税について未納がないことの証明）

(3) 提出部数

7部（うち原本1部）

(4) 提出場所・問い合わせ先

6(3)のとおり

8 企画提案競技に係る留意事項

- (1) 企画提案書は1案に限り、複数の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出された提出書類は返却しない。
- (3) 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に当たり、企画提案書に記載された業務遂行責任者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

9 企画提案競技に参加するものに必要な資格

鹿児島県に本店・本社若しくは支店・支社等の活動拠点を有する民間企業等で、以下の(1)から(5)に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと
- (5) 県税を滞納していないこと

10 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

11 説明会

- (1) 日時・場所
日時：令和6年4月3日（水）午前11時30分～11時50分
場所：鹿児島県庁7階 7-A-2会議室
- (2) 説明会への参加希望者は、6の問い合わせ先に電子メールにて参加する旨を連絡すること。ただし、説明会への出席は、本件企画提案に参加するための義務ではない。
- (3) 説明会への参加者は1社あたり2名までとする。

12 質問の受付

- (1) 提出方法
本企画提案に関して疑義があるときは、質問書（様式4）に質問を記載し、持参、郵便、信書便、ファックス又は電子メールにより提出すること。（質問書（様式4）を提出する場合、同時、もしくは事前に企画提案競技参加申出書（様式1）の提出が必要であり、質問書（様式4）のみでの提出は受け付けない。）
- (2) 提出期限
令和6年4月16日（火）午後5時15分（郵便又は信書便により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (3) 回答
質問書に対する回答は、企画提案競技参加申出書（様式1）を提出した者全てに令和6年4月19日（金）までに電子メール等により回答する。
なお、公平性を期するため、企画提案競技の内容に関する事、またその他企画提案競技に影響を及ぼすものについては回答を差し控える。

13 審査

- (1) 審査
書面により審査することとするが、必要に応じて企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果、最も優れているとされた企画案を提出した者を受託者として決定する。
なお、プレゼンテーションを実施する場合は、詳細な日時、場所、実施方法等について、各企画提案者に電子メール等により別途通知する。

14 審査結果の通知と契約の締結

- (1) 審査結果
審査会の審査結果は、企画提案者に対し書面により通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (2) 契約の締結
資格者推薦委員会において選定した受託者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。（契約締結予定：令和6年5月上旬頃）
- (3) 契約についての留意点

委託契約の締結に当たっては、採択された事業内容等について、委託先として決定した企業等と県との間で契約仕様書案等を作成する。必要と認められる場合は、双方で確認の上、提案内容の修正・変更を行う。